



第3回中央港湾団交、12日のストは延期 23日に次回団交、24日まで産別最賃の追認作業を 個別に取り組む。追認の結果次第では更なる行動に！

第3回中央港湾団交が3月9日開催された。前回の交渉決裂を受け組合側より3月12日24時間のストライキを通告していたが、その後、3月9日に中央港湾団交を開催したいとの申し入れが業側よりあったことから、本日の中央港湾団交開催となった。前回、産別協定順守に則った大幅修正回答を期待するとしていたので、大幅な回答前進があるものと受け止めながら業側からの回答を待った。しかし、回答は思わしくなく、このままではストに入らざるを得ないと交渉は難航、休憩を挟みながら交渉を重ね、結果として以下のようにまとめ、12日のストは延期とした。

業側からの最終回答としては、産別最賃については「11月10日の協定（17年度の産別最低賃金については～2016年度地域最低賃金改定に準拠する）に基づいて各地縦割りで交渉していただきたい」、地区団交権については「当該地区関係者のコンセンサスのもとで協議していただきたい」、指定事業体問題については「協議を進めるよう働きかける」、港労法全港全職種適用問題については「行政の方に確認する」、関連專業の問題については「意見交換会の再開協議を進めるよう努める」、定年延長については「今日の段階で考えがまだまとまっていない、返事を控えさせていただきたい」というものであった。

これに対し組合側より、地区団交権等々の問題については「団交と並行して専門協議を重ねながら回答を得ていきたい」、産別最賃については「2017年度要求書3項の（1）の①に書いてあること（産別最低賃金を3%引き上げ168、920円とすること）は皆さんお分かりのはず。私どもは11月10日の協定書をただ個別に追認するだけのことと捉えた。従って、最賃については金額を入れた書式を作成し、その書式に判を押すだけの追認作業に入っていきたい。この作業は3月24日までを期限としたい。もし、24日の時点で1社でも追認作業に応じていない場合は、12日の行動プラスアルファの行動で取り組む決意で臨む」と業側に強く念押しをおこなった。そして、「後で言った言わないにならないよう、産別最賃の部分については後日議事録確認とさせてほしい」とし、3月12日のストライキについては17時5分をもって延期と確認、以後については24日の集約を見て行動に入るかどうか考えるとした。そして、次回交渉を3月23日13時30分からとするとし中央団交を終了した。

以上